



和歌山市公報

令和5年（2023年）5月15日
第1751号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

- 34 和歌山市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（人事課） 2
35 和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則
の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（環境政策課） 3

【告示】

- 212 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・・・・・（納税課） 3
213 自転車の移動及び保管・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課） 3
214 自転車の移動及び保管・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課） 4
215 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課） 5
216 公示送達（令和4年度市民税県民税納税通知書）・・・・・・・・・・・・（市民税課） 6
217 介護保険法の規定による指定の取消し・・・・・・・・・・・・（指導監査課） 6
218 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・（指導監査課） 6
219 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・（指導監査課） 7
220 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・（指導監査課） 8
221 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービス
に係る指定・・・・・・・・・・・・（指導監査課） 8
222 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・（指導監査課） 9
223 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・（障害者支援課） 9
224 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・（障害者支援課） 9
225 児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・（障害者支援課） 10

【公告】

- 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・（保健対策課） 10
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 12
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 12
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 12

【選挙管理委員会告示】

- 53 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 13

【教育委員会告示】

- 8 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 13

【農業委員会公告】

- 農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 14
○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 14

【 企業局告示 】

- 18 農業集落排水事業及び漁業集落排水事業における徴収業務の委託・・・・・・・・（企業総務課） 14
- 19 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・（企業総務課） 15

【 規 則 】

和歌山市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第34号

和歌山市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山市職員特殊勤務手当支給規則（平成18年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中 「別表第3号 別表第3号及び第8号ウ」 を

「別表第3号 別表第3号」 に改める。

別表第8号中

ウ 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る防疫等作業であって市長が定めるものに従事したとき。	1日 3,000円 （新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）
エ 行政職の職員が、精神障害者の受診援助又は相談業務に従事したとき。	1日 200円
オ 職員が、緊急の精神保健福祉業務に対応するため、正規の勤務時間以外の時間に自宅等に待機を命ぜられ、待機したとき。	1回 200円
カ 職員が、狂犬病の予防業務に従事したとき。	1日 200円
キ 職員が、ねずみ族、昆虫等の駆除作業に従事したとき。	1日 100円

「ウ 行政職の職員が、精神障害者の受診援助又は相談業務に従事したとき。 1日 200円
エ 職員が、緊急の精神保健福祉業務に対応するため、正規の勤務時間以外の時間に自宅等に待機を命ぜられ、待機したとき。 1回 200円
オ 職員が、狂犬病の予防業務に従事したとき。 1日 200円」 に改める。

カ 職員が、ねずみ族、昆虫等の駆除作業に従事したとき。	1日 100円
-----------------------------	---------

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

（令和5年5月2日揭示済）

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第35号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（平成30年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 説明会は、第2項に規定する縦覧の期間が満了し、かつ、前項の規定による十分な周知を終えた後に開催しなければならない。

第9条第2項中「宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「旧宅造法施行令」という。）」に改め、同条第3項第2号中「宅地造成等規制法施行令」を「旧宅造法施行令」に改め、同項第3号中「宅地造成等規制法施行令」及び「同令」を「旧宅造法施行令」に改め、同条第9項第3号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅造法」という。）」に、「同法」を「旧宅造法」に改める。

第10条中「宅地造成等規制法」及び「同法」を「旧宅造法」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第20号中「宅地造成等規制法」を「旧宅造法」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

（令和5年5月15日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第212号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月9日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和5年5月9日揭示済）

和歌山市告示第213号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年5月10日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年4月22日及び同月26日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年4月20日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年4月18日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年5月10日揭示済)

和歌山市告示第214号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年5月10日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和5年4月20日、同月24日、同月27日及び同月28日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年5月10日揭示済)

和歌山市告示第215号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年5月10日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年5月12日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年1月28日	令和5年2月6日
和歌山市内一円市道上、和歌山東公園及び牛町公園	令和5年1月23日、同月26日及び同月31日	令和5年2月6日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1
電話 422-4100

(令和5年5月10日揭示済)

和歌山市告示第216号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年5月12日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和4年度 市民税県民税納税通知書
(別紙省略)

(令和5年5月12日揭示済)

和歌山市告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定による指定の取消しを行ったので、同法第78条の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	取消年月日
30701 02086	有限会社トータルケアサービス	トータルケアサービス 和歌山市松江1325-8	訪問介護	令和5年4月 17日
30701 02086	有限会社トータルケアサービス	トータルケアサービス 和歌山市松江1325-8	通所介護	令和5年4月 17日

(令和5年5月15日揭示済)

和歌山市告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 11020	合同会社きずな	合同会社きずな 和歌山市馬場225番地の 10	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	令和5年4月 30日
30701 11020	合同会社きずな	合同会社きずな 和歌山市馬場225番地の 10	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	令和5年4月 30日
30701 02235	有限会社プラスケア	指定居宅介護支援事業所草 原 和歌山市田尻153-5	居宅介護支援	令和5年4月 30日
30701 06244	セントケア和歌山株式会社	セントケア紀の川 和歌山市福島361-1 サーパス福島3・5号室	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	令和5年4月 30日

30701 06244	セントケア和歌山 株式会社	セントケア紀の川 和歌山市福島361-1 サーパス福島3・5号室	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	令和5年4月 30日
30701 09602	株式会社パソナラ イフケア	よっといで西庄 和歌山市西庄296-13	訪問介護	令和5年4月 30日
30701 14131	株式会社トラスト マインド	トラストマインド和歌山 和歌山市島橋東ノ丁2-2 2	訪問介護	令和5年4月 30日
30701 13463	合同会社中西商事	ライフサポートアーレ 和歌山市有本793-40	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	令和5年4月 30日
30701 13463	合同会社中西商事	ライフサポートアーレ 和歌山市有本793-40	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	令和5年4月 30日
30601 90000	医療法人整友会	訪問看護ステーションハー モニ－ 和歌山市秋月535-2	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年4月 30日

(令和5年5月15日揭示済)

和歌山市告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30901 01241	株式会社SlowLife 和歌山市梶取127-6 園田信吾 和歌山県岩出市金池273-3	デイサービス夕陽 和歌山市小雑賀6 86-4	地域密着型通所 介護	令和5年4月 22日
30701 09602	株式会社パソナライフケア 東京都港区南青山3丁目1 番30号 PASONA SQUARE 高橋康之 千葉県船橋市夏見4丁目2 6番10号	よっといで西庄 和歌山市西庄29 6-13	地域密着型通所 介護	令和5年4月 30日
30901 00979	株式会社向陽 和歌山市松江中3丁目8番 49号 石川清美 和歌山市松江中3丁目8番 49号	デイサービス向陽 和歌山市出水43 -8	地域密着型通所 介護	令和5年4月 30日

(令和5年5月15日揭示済)

和歌山市告示第220号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 09602	株式会社パソナライケア	よっといで西庄 和歌山市西庄296-13	予防給付型訪問サービス	令和5年4月30日
30701 09602	株式会社パソナライケア	よっといで西庄 和歌山市西庄296-13	予防給付型通所サービス	令和5年4月30日
30701 14131	株式会社トラストマインド	トラストマインド和歌山 和歌山市島橋東ノ丁2-2	予防給付型訪問サービス	令和5年4月30日
30701 12069	株式会社向陽	デイサービス向陽 和歌山市出水43-8	予防給付型通所サービス	令和5年4月30日
30701 12366	ライジングサン株式会社	ヘルパーステーション花りぼん鳴神 和歌山市鳴神771	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和5年4月30日

（令和5年5月15日掲示済）

和歌山市告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91370	医療法人須佐病院	須佐病院訪問看護ステーション 和歌山市吹屋町四丁目30番地	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年5月1日
30701 14446	セントケアりまいん株式会社	セントケアりまいん紀の川 和歌山市福島361-1 サービス福島5号室	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和5年5月1日
30701 14446	セントケアりまいん株式会社	セントケアりまいん紀の川 和歌山市福島361-1 サービス福島5号室	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和5年5月1日
30701 14453	株式会社桜	ライフ 和歌山市松江1325-8	訪問介護	令和5年5月1日
30701 14453	株式会社桜	ライフ 和歌山市松江1325-8	通所介護	令和5年5月1日
30701	合同会社グラシア	訪問介護ステーショングラシアス	訪問介護	令和5年5

14461	ス	和歌山市神波30番地119		月1日
30701	トータルアソシエ	ふくろうデイサービス	通所介護	令和5年5
14479	イツ株式会社	和歌山市中之島784-1		月1日

(令和5年5月15日揭示済)

和歌山市告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 06319	医療法人福慈会	ヘルパーステーション福慈会 和歌山市和歌浦東3丁目5番32号	生活支援型訪問サービス	令和5年5 月1日
30701 14479	トータルアソシエ イツ株式会社	ふくろうデイサービス 和歌山市中之島784-1	予防給付型通所サービス	令和5年5 月1日
30A01 00125	Titanium 合同会社	ちょこどれフィット 和歌山市和歌浦南3-9-1 FS ビル1階	短時間型通所サービス	令和5年5 月1日

(令和5年5月15日揭示済)

和歌山市告示第223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020 1235 13	輝産業みその	和歌山市美園町5丁目9-1	共同生活援助	知的障害者・精神障害者	合同会社 輝産業	和歌山市内原580-15	令和5 年5月 1日	令和11 年4月3 0日
3010 1233 66	訪問介護ステーションふたば	和歌山市毛見1434-1	同行援助	特定なし	株式会社 旭誠	海南市下津町丸田129-4	令和5 年5月 1日	令和11 年4月3 0日

(令和5年5月15日揭示済)

和歌山市告示第224号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
-------	--------	---------	---------	--------	----------------	-------	---------

3050 1012 49	みらい	和歌山市木ノ本1 22-1 スクー ルサイドヴィラ1 01・102号室	児童発達支援、放 課後等デイサービ ス	株式会社 みらい	和歌山市木ノ本 122-1 ス クールサイドヴ ィラ102	令和5 年5月 1日	令和11 年4月3 0日
3050 1012 56	ゆうり かきつ ず	和歌山市山蔭丁7	児童発達支援、放 課後等デイサービ ス	株式会社 EURE KA M OMEN T	和歌山市岡山丁 88	令和5 年5月 1日	令和11 年4月3 0日
3050 1012 31	生協レ インボ ー	和歌山市有本14 4-17	放課後等デイサー ビス、保育所等訪 問支援	和歌山中 央医療生 活協同組 合	和歌山市有本1 43-1	令和5 年5月 1日	令和11 年4月3 0日

(令和5年5月15日揭示済)

和歌山市告示第225号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番 号	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定に係 る種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	指定年月 日	指定の有効 期限
3070 1012 45	相談支援 センター リソ	和歌山市 西田井3 66-8	障害児相 談支援	特定なし	株式会 社ノエル	和歌山市船 所25-6	令和5年 5月1日	令和11年 4月30日

(令和5年5月15日揭示済)

【 公 告 】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年5月8日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

- 1 対象者 和歌山市に居住する生後6月以上の者
- 2 実施場所及び期間
 - (1) 実施場所 集合契約締結医療機関
 - (2) 実施期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで
- 3 使用するワクチン
 - (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）
---	---

(2) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高

初に当該承認を受けたものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

（令和5年5月8日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年5月9日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市北野字高田29番1、29番3、36番、37番、38番、39番、40番、41番1の一部、42番1の一部、43番1の一部、43番5、43番8、44番の一部、45番1、45番2、46番1、46番2、46番3、47番、里道、水路	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘

（令和5年5月9日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年5月11日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字中里870番2	和歌山市東長町10丁目43番地 岡長マンション22号室 瀬田剛史
和歌山市加納字南嶋247番1の一部、248番7の一部、248番12の一部	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
和歌山市田尻字北口無下574番4の一部	和歌山市田尻293番地1 ル・フィオーレA105 川端友歌

（令和5年5月11日揭示）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年5月11日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長

令和5年5月9日 和建指第2719号	和歌山市直川字小山畑891 番5、891番8の一部、8 91番9の一部、893番2 の一部	和歌山市栗栖14番 地5 栗栖二彦	6.04m×18.80m 6.00m×43.17m 61.97m
-----------------------	--	-------------------------	--

(令和5年5月11日掲示)

【 選挙管理委員会告示 】**和歌山市選挙管理委員会告示第53号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年5月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年5月16日（火）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件 選挙人名簿から抹消するについて

(令和5年5月10日掲示済)

【 教育委員会告示 】**和歌山市教育委員会告示第8号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年5月8日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和5年5月11日（木）午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 令和4年度和歌山市立和歌山高等学校卒業生進路状況について
 - (2) 教育財産の用途廃止について
 - (3) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
 - (4) 学校運営協議会委員の任命について
 - (5) 令和6年度に和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択に係る調査員の任命等について
 - (6) 令和6年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員の委嘱及び任命について
 - (7) その他

(令和5年5月8日掲示済)

【 農業委員会公告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年5月9日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

1 開催日時

令和5年5月12日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農用地利用集積計画について
- (5) 非農地通知について
- (6) 和歌山市農地利用最適化推進委員選任に関する規程の一部改正について
- (7) 令和4年度の最適化活動の点検・評価について

(令和5年5月9日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年5月12日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和5年5月12日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第18号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、和歌山市公営企業の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業における徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年5月2日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

1 委託者の名称、所在地及び契約期間

名称	所在地	契約期間
第一環境株式会社 関西支店	大阪市淀川区西中島6丁目8番8号	令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 業務委託の範囲

- (1) 窓口業務
- (2) 調定・収納業務
- (3) 滞納整理業務
- (4) その他必要と認める業務

(令和5年5月2日揭示済)

和歌山市企業局告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和5年5月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市塩屋1丁目3番32号 新葉建設株式会社 代表取締役 石橋祐也	新葉建設株式会社	和歌山市塩屋1丁目 3番32号	令和5年4月7 日	第633 号
大阪府泉佐野市市場西2丁目8 番20号 株式会社昭和工務店 代表取締役 中庄谷正人	株式会社昭和 工務店	大阪府泉佐野市市場 西2丁目8番20号	令和5年4月2 1日	第634 号

(令和5年5月15日揭示済)